

2 リベンジポルノ・児童ポルノ

たとえば…

リベンジポルノ被害

女子高校生Eは、SNSを通じて知り合った男性Fと興味本位で会ったのをきっかけに、交際を始め、Fに裸の写真を撮影されました。その後、Eが別れたいと告げると、Fはそれを拒み続け、Eが交際を絶つと、Fは、腹いせにEの裸の写真をネット上に公開し、写真は瞬く間に拡散することとなりました。



たとえば…

児童ポルノ被害

男子高校生Gは、ネット接続ができる携帯ゲームで親しくなった成人男性Hと会い、Hのマンションに招かれました。Gは、ゲームの話しながら、Hから強い酒を飲まされ、泥酔している間に服を脱がされて、裸の動画を撮られました。その後、Hが児童ポルノの犯罪で摘発されたことを知りました。



解説

リベンジポルノは重大な人権侵害であり、犯罪です！

元交際相手などの性的な画像などを、相手の同意を得ることなく、SNSやインターネットの掲示板などに公表する行為（いわゆる「リベンジポルノ」）が多数発生しています。このような行為によって、被害者は長期間にわたり精神的苦痛を感じ、平穏な生活が脅かされています。

平成26年「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」、いわゆるリベンジポルノ防止法が施行され、性的画像をネットに掲載する行為や、ネットに掲載させる目的で第三者に渡す行為は、公表罪や公表目的提供罪に問われることとなりました。

公表罪

第三者が撮影対象者を特定できる方法で、私事性的画像記録(物)を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者

例 インターネットに公表、写真のばらまき行為など



3年以下の懲役 又は
50万円以下の罰金

公表目的提供罪

公表させる目的で、私事性的画像記録(物)を提供した者

例 インターネットに公表させる目的で特定の者に画像を提供する行為など



1年以下の懲役 又は
30万円以下の罰金

注意!!

ネットによる性的被害の
きっかけとなるツールの変化

青少年にとって深刻な人権侵害である性的被害のきっかけは、かつては、出会い系サイトが主なものでしたが、近年、より身近に感じられる、コミュニティサイト(SNS、無料通話アプリのIDを交換する掲示板など)に変化しています。楽しいコミュニケーション手段であるはずのサイトやアプリですが、利用する際には、危険な犯罪に巻き込まれることがないか、注意を怠らないことが重要です。



3 個人情報の無断掲載

無断で他人の名前や住所、写真、アドレスなどをインターネットに公開することはプライバシーの侵害にあたります。

たとえば…

男子高校生Iは、クラスメイトのJに無断で、あるネット掲示板に「彼女募集中!」と書き込み、Jの顔写真やアドレス、電話番号、住所を掲載しました。Jは心当たりのないメールが多量に届くようになったことを不審に思い、学校に相談したところ、Iの書き込みが原因であることが発覚しました。学校はIに対し、無記名であっても、書き込みをした人は特定されること、軽はずみな書き込みが、違法行為や危険を招くことにつながるなどについて、厳重な指導を行いました。



4 捜査対象の未成年者の個人情報掲載

捜査対象者の個人情報をSNSでシェアしたり、掲載したりすることは、その対象者にとどまらず、対象者の家族、及び被害者とその家族や、本来無関係であるかもしれない人々への中傷へと被害が拡大し、著しい人権侵害につながります。

たとえば…

ある殺人事件の捜査対象となった少年Kの顔写真、実名等が、ネット上に掲載されました。直後、それらがネット上で瞬く間に広がり、関係当局による度重なる削除要請にもかかわらず、ネット上での情報の拡散は止まらず、誹謗中傷が繰り返されました。



5 著作権侵害

他人が作った著作物(映像・写真・音楽・小説など)を無断でインターネット上に掲載したり、販売又は有料配信されている音楽や映像を「違法ダウンロード」したりすることは、著作権の侵害になり、刑罰の対象となります。

たとえば…

男子高校生Lが、市販の人気アニメ作品を違法にダウンロードし、インターネットの動画共有サイトへアップロードしました。気付いた著作権者から、直ちに削除の依頼が出されましたが、投稿はインターネット上で不特定多数の者に閲覧されることとなりました。動画の再生による被害総額は、数十億円に上り、Lは、著作権法違反の容疑により、警察に逮捕されました。



6 性犯罪

最近は、出会い系サイトだけでなく、一般のコミュニティサイトや無料通信アプリのIDを交換するサイトを経由して知り合った異性により、トラブルに巻き込まれ、犯罪にまで発展してしまうケースもあります。

たとえば…

男子高校生Mは、ネットのサイトで知り合った芸能界のスカウトマンと称する成人男性Nに、モデルのオーディションなどの悩みを相談しているうちに親しくなり、実際に会うことになりました。そのうち、「バイト料を払うから」と言われ、Nからわいせつな行為をされるとともに、その様子を撮影されました。その後、Nからの連絡を無視していると画像を「ネット上にばらまく」と脅されました。



たとえば…

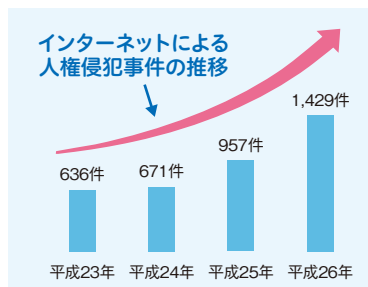
女子高校生Oが、GPS機能※と連動し、近くにいる人とメッセージの交換ができるアプリを利用したところ、20歳代の男性Pと知り合い、興味本位で会うようになりました。そのうち、Pから自分の専属モデルにならないかと誘われ、一見親切そうだと感じたため、Oは言われるがままに指定された場所に行くと、制服に着替えさせられるとともに、別の男性と引き合わせられ、その男性からわいせつな行為をされました。



※GPS機能/衛星からの電波を利用し、現在地など位置情報を確認できる機能

このように、インターネットは、使い方次第で、思わぬ方向に被害が広がってしまったり、悪質な犯罪に巻き込まれる危険が潜んでいます。

自由に意見や情報を発信・収集できるインターネットにより、表現の自由や知る権利を、より一層享受できるようになった一方で、気付かないうちに、自分の人権が侵害されたり、他の人の人権を侵害したりするかもしれないことを忘れてはいけません。



COLUMN

インターネットの長時間利用が深刻化

近年、中高生によるパソコンやスマートフォンでのWebサイト・動画・ネットゲームや、携帯メール・SNSの接触時間の急増などによる生活リズムの乱れが指摘されています。インターネットを長時間利用することによる弊害は、健康への悪影響ばかりでなく、学習時間の減少による学力の低下へとつながってしまいます。

インターネットを利用する際には、利用時間を制限するルールを設けるなど、生活習慣のリズムを乱さないよう心がけましょう。

たとえば…

男子高校生Qは、多人数が同時参加してネット上の仲間とチームを組んで敵と戦う、人気のオンラインゲームを友人から紹介してもらいました。最初は、夜寝る前の少しの時間にゲームに参加していただけでしたが、チームを組んで戦うため途中で抜けると仲間に迷惑をかけるという思いから、深夜まで続けるようになっていきました。Qは、ゲームで敵を倒すことで達成感を得るようになったほか、活躍すれば仲間から賞賛されることが心地よくなり、睡眠時間をほとんど取らずゲームに没頭しました。そのうち、朝起きられなくなり、生活も乱れ不登校となりました。



ネット被害から 自分を守るために

私たちの生活を便利で豊かなものにしてくれるインターネットですが、使い方についての知識やモラルが不十分だと、思わぬトラブルに巻き込まれたり、人権侵害を受けたりする可能性があります。また、メールや掲示板などに一度掲載した情報については、完全に削除することが難しいので十分注意しましょう。

最近では、SNSや無料通信アプリによるトラブルが発生しており、深刻な事件につながることもあります。日頃から、ネット上での情報収集や情報発信には責任を持ち、怪しいサイトにはアクセスしないなど、自分から危険に近づかないようにすることが大切です。



しっかり 守ろう!

ワンクリック請求など
不当な請求には
絶対に料金を
払わない!



知らない相手からのメールや
件名・内容などが
おかしいメールの
添付ファイルは
開かない!



心当たりのない
メールへの
返信はしない!



“モデル”や“プレゼント”
などの誘い文句に、
むやみにのらない!



怪しいサイトで
買い物は
しない!



ネットで
知り合った人
には、安易に会わない!



安易に自分の写真や
個人情報
を載せない!

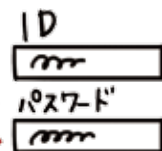


GPSにより写真の
場所・住所が発覚!!

むやみに実名で
登録しない!



ID、パスワードなどを
他人に教えない!
同じパスワードを
複数のサイトで
使用しない!



“無料”だから
といって安易に
登録しない!



おかしいなど
と思ったら、
すぐに保護者や
先生などに相談!

